

避難所開設・運営における  
感染症対策チェックリスト（手引き版）

令和2年6月5日  
(令和3年6月17日改訂)  
(令和6年2月19日改訂)

長崎県危機管理部・福祉保健部

## はじめに

感染症が蔓延している状況下で自然災害が発生した際に、従来どおりの方法で避難所を開設した場合、多数の避難者が参集し、感染症が広がりやすい環境になる危険性があります。

感染予防対策をしていない避難所では避難者と避難所運営職員に感染が拡大し、命を守る安全な場所ではなくなる危険性があります。避難所の機能が果たせなければ、避難者が健康を自己管理できる環境が提供できません。また、避難者に体調不良者や感染症が多数発生すると、地域医療体制が被災している状況で、さらに医療に負荷がかかり、助けることができる多くの命を助けられないという「医療崩壊」と「避難所崩壊」が連動して起こる可能性があります。このことを防ぐためには、

- 事前対策として全庁体制で挑むことを確認し、
- 各業務を担当する部署・チーム・責任者と目標設定予定日を定め、
- 使い捨て手袋や消毒液などの衛生用品の備蓄を開始し、
- 避難所運営担当職員への事前教育を実施し、
- 関係各機関と調整を行い、
- ゾーニング、感染症患者や感染症が疑われる方への対応、ゴミ管理などの新しいルールを取り決め、
- 住民に避難時の対応について根気強く広報する

ことが必要と思われれます。

この度、新型コロナウイルス感染症流行下において作成した「避難所開設・運営における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」を、一般的な感染症にも対応できるよう、改訂しました。

本資料を参考とし、災害発生時に地域住民の方が安心して避難できる避難所を開設できるよう、各地域の実情に応じた既存の避難所運営マニュアルを補完作成していただければ幸いです。また、ここにある全てを実施することが望ましいと思われれますが、災害時には種々の制約が想定されますので、できる範囲で最大限実施することが望まれます。

### ※参考資料

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5-2所在

阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター研究員 高岡 誠子氏作成「避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリスト Ver.2 手引き版（2020年4月30日現在）」

## 目 次

第1	衛生用品の調達	3
1	避難所用衛生用品の調達	
2	避難所担当職員用衛生用品の調達	
第2	安全管理	4
1	避難所担当職員への説明	
2	避難所担当職員の体調管理体制	
第3	合理的配慮	5
1	配慮が必要な人への対応の準備	
第4	関係機関への事前調整	6
1	避難所施設管理者との調整	
2	福祉避難所施設管理者との調整	
第5	避難所開設	7
1	避難所運営ルールの決定	
2	体調不良者への対応	
第6	長期の避難所生活	10
1	環境の再整理	
2	衛生的な環境の維持	
3	資機材の調達	
4	ゴミ	
5	保健医療体制	
第7	避難所閉鎖	13
1	避難所閉鎖時の対応	
第8	感染症法に基づく外出自粛要請者の避難先の整理	13
1	自宅療養者(感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者)	
2	濃厚接触者	
3	一般避難者・要配慮者	

### <添付資料>

確認事項一覧、知っておくべき5つのポイント、避難行動判定フロー、手洗いで感染症予防、衛生的な手洗い、咳エチケットで感染予防、避難所内のトイレの衛生管理、皆様へのお願い、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料、避難所レイアウト参考資料、熱中症予防行動

## 第1 衛生用品の調達

### 1 避難所用衛生用品の調達

#### (1) 確認事項

- ① 液体せっけん
- ② アルコール消毒液
- ③ 除菌シート
- ④ 次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)
- ⑤ 消毒液を入れる容器
- ⑥ 赤外線体温計／電子体温計
- ⑦ ペーパータオル

#### (2) 留意点

- ① 避難者個人の衛生用品（マスク等）は持参を基本として周知する。
- ② 除菌シートが入手できなければ、布やペーパータオルに消毒液を浸したもので代用する。
- ③ ペーパータオルはキッチンペーパーでも代用できる。（手洗い場での布タオルの共用は厳禁）
- ④ 電子体温計は必ずアルコール消毒してから使用する。
- ⑤ ゴミ袋に関しては、大・中・小の種類を多量に準備し、避難者が共同のごみ箱を常に使用することを避ける。
- ⑥ 界面活性剤（台所用洗剤等）も消毒に使用できる。
- ⑦ 0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液を作成する場合、次亜塩素酸ナトリウム液（台所漂白剤等）を原液とする。  
作成した消毒液は、必ず内容を明記した容器等に入れ、作り置きをしない。
- ⑧ 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度は、目的別に0.1%と0.05%に使い分ける。
  - ・ 吐物や便処理、体液が付いた衣類の消毒～0.1%次亜塩素酸ナトリウム液
  - ・ ドアノブ、床、調理用具等の消毒～0.05%次亜塩素酸ナトリウム液
- ⑨ 薬剤等の扱いに関しては、使用上の注意をよく読み安全に留意して使用する。
- ⑩ いずれの品目も、避難所収容規模から必要数量を事前に概算して備蓄を行う。
- ⑪ プッシュ支援は到着までに時間を要するため、事前備蓄の量を検討しておく。

- ⑫ 近隣の県、市町村、相互応援協定先自治体と、調達・備蓄の状況や方法について、こまめに情報交換しておく。また、県の支援制度を確認しておく。

## 2 避難所担当職員用衛生用品の調達

### (1) 確認事項

- ① 使い捨て手袋
- ② マスク
- ③ ゴーグル(無ければ眼鏡等で代用も考慮)
- ④ 長袖ガウン／ビニールエプロン
- ⑤ 足踏み式ゴミ箱／蓋付き
- ⑥ ゴミ袋

### (2) 留意点

- ① マスクは常時着用する。
- ② 使い捨て手袋は、多数の人が触れる場所での作業時（清掃、物資、食事の配布等）に着用する。
- ③ 使い捨て手袋は、汚れたとき、破れたとき、一連の作業が終了するごとに交換する。また、作業場所が変わるときも交換する。
- ④ ゴーグルは咳症状がある人との接触時等に手袋、マスクとセットで着用する。(ゴーグルが入手できなければ伊達メガネ等で代用が可能)
- ⑤ 長袖ガウンやビニールエプロンが無ければ、ビニールのレインコート等を代用し、出来れば再利用しない。(目的に沿った感染予防策が必要)
- ⑥ 足踏み式ゴミ箱が入手できなければ、取手付きの蓋を準備又は自作し、取手を適宜アルコール等で消毒する。

## 第2 安全管理

### 1 避難所担当職員への説明

#### (1) 確認事項

- ① 感染予防策・衛生用品の説明
- ② 手袋・マスクの装着方法の説明
- ③ 手袋・マスクの脱衣方法の説明
- ④ 飛沫・接触リスクの説明

## (2) 留意点

- ① 感染予防マニュアルを作成したあと、感染症予防に長けた医療者・保健所職員に確認してもらう。
- ② マスク、使い捨て手袋、ガウン等は、脱ぐときが一番汚染される。(外側が汚染されているため触らない)
- ③ 手袋を外した後は、必ずすぐに手洗いし、できなければ手指アルコール消毒を行う。

## (3) 飛沫感染予防策

- ① 症状のある人を他者から離す。  
(個室、隔離区域、空間を1～2m以上分離、本人は区域から出ない)
- ② マスクを着用する。(本人及び接触者)
- ③ マスクをしている対象者との接触者との接触前後に手指衛生を行う。
- ④ 症状のある人が、隔離スペースから出る時や、他者と近づく場合は、マスク(サージカルマスク等)を着用する。

## (4) 接触感染予防策

- ① 症状のある人を他者から離す。  
(個室、隔離区域、空間を1～2m以上分離、本人は区域から出ない)
- ② 隔離室等で接触して介助等をする人は、マスク、手袋、長袖のガウン、眼の防護具(フェイスシールド又はゴーグル)を着用する。
- ③ マスクをしている対象者との接触前後に手指衛生を行う。

## 2 避難所担当職員の体調管理体制

### (1) 確認事項

- ① 職員の体調管理方法・対応のルール
- ② 業務従事後のルール

### (2) 留意点

- ① 業務従事前後に体温や体調のチェックを行う。
- ② 組織として体調管理方法を決め、体調に変化があった場合には、早期の対応ができるように事前にルールを決めておく。
- ③ 職員が納得して業務に従事できるよう、丁寧なアフターケア体制を構築する。
- ④ 不特定多数の人と会話するため、平時の業務より感染リスクが高く、ストレスも生じやすい。  
連続勤務は避けるなど、長期戦も見据えた配慮が必要

### 第3 合理的配慮

#### 1 配慮が必要な人（外国人、性的少数者及び妊産婦など）への対応の準備

##### (1) 確認事項

- ① 人権に配慮した啓発ポスターの掲示
- ② 情報保障の手段を取り揃える
- ③ 多様な配慮を行うための資源（人、介助用品、衛生用品等）の確保

##### (2) 人権保護上の留意点

- ① 感染を恐れるあまり、感染者や感染疑いの人に対する誹謗・中傷等の事例が生じないように、防止策を講じておく。
- ② ゾーニングや空間上の区別が、差別的な態度に転化しないよう、職員は言動や行動に注意する。

##### (3) 要配慮者（外国人、性的少数者及び妊産婦など）の対応上の留意点

- ① 常に相談ができるような窓口や相談者を準備しておく。
- ② 様々な媒体を使用した情報発信を行う。
- ③ より一層、多様な避難方法（在宅や広域避難を含む）への対応が求められるため、支援や情報の届け方などの準備をしておく。
- ④ 避難の際には、生活に必要な物（介助用品や食事等）や衛生用品は持参するよう周知する。
- ⑤ 介助者が必要な感染症対策を講じることができるようにする。

### 第4 関係機関への事前調整

#### 1 避難所施設管理者との調整

##### (1) 確認事項

- ① 開設手順、受入人数の確認
- ② 数多くの避難所の開設
- ③ 分散避難の検討の呼びかけ
- ④ 役割分担
- ⑤ ゾーニング設定（施設ごと）
- ⑥ 利用ルール確認
- ⑦ 開放する部屋の優先順位
- ⑧ 閉鎖時の施設消毒

##### (2) 留意点

- ① 今までの避難所開設とは異なる業務であることを対策本部と施設管理者の間で共有するとともに、施設ごとに受入人数を定めておく。

- ② 指定避難所以外でも可能な限り多くの避難所の開設を図る。
  - ③ 対策本部と施設管理者の間で、仕事の役割分担を決めておく。
  - ④ 3密を防ぐため、従来は開放していない部屋を含め、誘導の優先順位を決めておく。その際、事前の取り決めが必要であり、教室等を使用する場合は、前半分のみ使用するなど、細かなルールも話し合っておく。
  - ⑤ 建物構造が施設ごと異なるため、ゾーニング設定を施設ごとに管理者と検討しておく。(ゾーニング設定は専門家に意見を聞くことが望ましい)
  - ⑥ 閉所時の施設消毒についても予算措置を含めて事前に協議しておく。
- (3) 分散避難のポイント
- ① 避難とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップを確認し、危険な場所にいる人は、避難情報に基づき躊躇なく避難する。
  - ② 避難先は、指定避難所だけでなく、安全な親戚や知人宅への避難のほか、旅館・ホテル等への避難も検討する。
  - ③ 豪雨時の車での避難は危険であることから十分注意するとともに、やむなく車中泊をする場合には浸水やエコノミー症候群等に注意する。
- (4) ゾーニングの基本
- ① 清潔区域と汚染区域を明確に区分する。
  - ② 区分がわかるよう、テープ、張り紙等で表記する。
  - ③ 感染者等と他の人の生活の場や移動の場所が交わらないようにする。
  - ④ 汚染区域に入る前に、適切な防護具(マスク、手袋等)を装着する。
  - ⑤ 清潔区域に入る前に、使用した防護具を脱ぎ、手洗いをする。

## 2 福祉避難所施設管理者との調整

### (1) 確認事項

- ① 受け入れ可否の事前確認
- ② 衛生用品の対応スタッフの調達方法
- ③ 新たな福祉避難所の確保

### (2) 留意点

- ① 福祉避難所として開設できるかを、事前に確認しておく。
- ② 福祉避難所となる施設で、利用者と避難者のゾーニングができるかを検討する。
- ③ 福祉避難所として、公共施設の転用も検討する。

なお、特別支援学校の体育館は、バリアフリー化されているなど、福祉避難所として適していると認められることから、福祉避難所としての指定を推進する。

## 第5 避難所開設

### 1 避難所運営ルール決定

#### (1) 確認事項

- ① 避難先のレイアウト検討
- ② 後で連絡が取れる避難者名簿の準備
- ③ 手洗いなどの利用ルールの掲示
- ④ 清掃・消毒に関するルール設定
- ⑤ 受付から避難スペースまでの対応
- ⑥ 外国人、性的少数者及び妊産婦など要配慮者の対応
- ⑦ 株式会社バカンが提供するシステムに、開設した避難所の混雑状況を入力、公表

#### (2) 空間利用上の留意点

- ① 各世帯2メートル以上の間隔を開ける。
- ② パーテーション(間仕切り、可能であれば拭ける素材)を追加で活用する。
- ③ 施設管理者と協議のうえ、教室なども積極的に利用する。
- ④ 避難者の動線があまり交差しないようにする。
- ⑤ 高齢者・妊産婦・乳幼児・基礎疾患を持つ人には、衛生用品等が十分にある、より広い空間や別室を提供する。
- ⑥ 自立型テントを利用する。
- ⑦ 定期的な換気ができるよう、ドアなどの前に物を置かない。

#### (3) 避難者名簿に関する留意点

濃厚接触者や自宅療養者を後追いできるように、避難者名簿には滞在区画(体育館、教室など)及び避難者グループの連絡先等を追記する。

#### (4) 手洗い環境整備上の留意点

断水時は流水での手洗いができるような手洗い場の設置が早期に必要

- ※ 蛇口等がついたプラスチック容器等を利用

#### (5) 手洗いに関する留意点

- ① 液体せっけんと流水での手洗い後、手は乾燥させる必要がある。(タオルの共有や洋服で拭くことは不可。ペーパータオルは多量の備蓄が必要)
- ② 手に見える汚染がなく、流水環境がなければ、アルコール手指消毒だけでも対応は可能。(備蓄・設置が必要。ポスター等を活用して正しい使用方法を周知する)
- ③ 手洗いのタイミングの周知  
手が汚れた時、外出から戻った時、多くの人が触れたと思われる場所を触った時、咳・くしゃみ・鼻をかんだ時、配布等の手伝いをしたとき、炊

き出しをする前、食事の前、症状のある人の看病や家族・動物の排泄物を取り扱った後、トイレの後など。

④ 手洗いを必要とするタイミングの環境に、アルコール手指消毒薬を設置する。

(6) 清掃・消毒・換気ルールの基本

① トイレ、出入口、ドアなど、人が触る部分（冬季の避難所開設時の衛生対応と同様）を重点的に清掃と消毒をする。

② 清掃消毒は、アルコール消毒薬や、次亜塩素酸0.05%溶液等を、用途別で用いる。（「2時間ごと」などルールを決める。）

③ 換気は最低でも（「2時間ごと、10分間」）などルールを決める。空気の流れをできるだけつくる。湿度を高くしない。

(7) 食事・物資配布ルールの基本

① 食品等を置くテーブル等は、アルコール消毒等で常に拭いておく。

② 手渡しはしない。個包装の製品を準備する。

③ 一斉に取りに来るような方法を避ける。

④ 配布場所には手指アルコール消毒薬を設置する。

⑤ 担当者は手袋とマスクを着用する。

## 2 体調不良者への対応

(1) 確認事項

① 避難者の健康状態の把握

② 感染症を疑う有症状者への対応

③ 隔離室の準備

④ 相談担当者の設置

(2) 隔離室の設置

① 咳、発熱、下痢等の症状を持つ人を確実に隔離できる空間を選定する。

② 感染症の症状を持つ人がいた場合のフロー図は、事前に保健所等と検討しておく。

③ 二次避難のリスクが無ければ、階ごと分けることが望ましい。

④ 隔離室の準備が難しい場合は、自立型テントやキャンピングカーも考慮する。

⑤ 間仕切りを使用する。（プラスチック素材等(拭ける素材)を天井から床まで張り巡らす等工夫する）

⑥ 定期的な換気のため、窓が1か所以上ある空間が望ましい。

⑦ 飛沫予防策・接触予防策を実施する。

- ⑧ トイレも専用に区画する。
- ⑨ ゾーニング場所をテープや注意喚起でわかりやすく表記しておく。

## 第6 長期の避難所生活

### 1 環境の再整理

#### (1) 確認事項

- ① 長期的な避難所レイアウトの検討
- ② 健康状態に合わせた避難生活スペースの検討

#### (2) 留意点

- ① 長期化が見込まれる場合は、住民と協力して避難所のレイアウトを再検討する。また、段ボールベッド等の資材を入れる場合は、一度室内を大掃除し、換気を十分に行ったうえで実施する。
- ② 第6、1の空間利用を参照する。その際、食事スペース等は居住空間と別に設置した方がよく、利用方法として、一度に集まらず、互いに距離をとり、共有で使用するもの（食器等）は置かないようにし、アルコール消毒を徹底する等のルールを決めておく。
- ③ 地域社会の事情により、自宅療養者が避難所生活を送る場合は、第6、2を参照する。また、できるだけ感染症予防ができ、本人も安心できる施設へ移動できるように調整を試みる。
- ④ 避難所生活による体調不良が起きやすいため、水分補給や栄養バランスが取れた食事摂取、エコノミークラス症候群の予防、口腔衛生管理やストレスを溜めないような生活の工夫が必要。これは、既存の避難所運営でも注視されていることではあるが、感染症予防のためにも抵抗力を下げないように啓発を行う。

例年、厚生労働省HPから出されている、避難所生活での健康に関するリーフレット等を活用し、環境も整えていく。

### 2 衛生的な環境の維持

#### (1) 確認事項

- ① 手洗い場・足洗い場の設置
- ② 共同スペースの衛生環境
- ③ 衛生に配慮した食料管理と配布方法
- ④ 衛生に配慮した物資配布方法

#### (2) 留意点

- ① 断水時は、早期に手洗い場だけでなく、足洗い場の設置も行う。

- ② 詳細は第6、1を参照。統一した衛生方法は徹底して実施しなければ効果が無いことから、住民一人ひとりの協力が必要である。
- ③ 炊き出しは、食材の管理や衛生管理面から、保健所にも相談し、慎重に検討する。
- ④ 避難の長期化が予想される場合は、追加の衛生用品の速やかな用意が必要である。

### 3 資機材の調達

#### (1) 確認事項

- ① 段ボールベッド(可能な限り早めの調達が望ましい)
- ② パーテーション(拭けるもの)
- ③ ビニールシート
- ④ 自立型テント
- ⑤ 洗濯機
- ⑥ 仮設トイレ(洋式)
- ⑦ 冷蔵庫(食糧管理)
- ⑧ 扇風機、スポットクーラー等(夏季)
- ⑨ 暖房器具等(冬季)
- ⑩ 非常用発電機

#### (2) 留意点

- ① パーテーションは、段ボールベッドに腰掛けても顔が出ない高さが望ましい。しかし、その場合でも飛沫感染は予防しきれないことから、マスクの着用や隣世帯との距離が必要である。
- ② 仮設トイレは洋式タイプが望ましい。また、和式トイレにプラスチックの洋式便座をかぶせることで活用できるが、安全には留意する。
- ③ 長期化が予想される場合は、すぐに洗濯機を設置する。衣類等へ付着したウイルスの除去に効果がある。
- ④ 感染者(疑いも含む)のリネンを洗濯する場合
  - ・ リネンは、体液で汚れていない場合は、手袋とマスク(サージカル等)をつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かす対応で差し支えない。
  - ・ 体液で汚れたリネンを取り扱う際は、手袋、長袖ガウン、マスク(サージカル等)をつけ、消毒(80℃以上の熱湯に10分間以上つける又は0.1%(1000ppm)次亜塩素酸)を行う。
- ⑤ タオル、毛布は一度配布したら共有しない。そのため、通常より大量

に必要

- ⑥ 拡声器は、大声を上げない（飛沫感染を防ぐ）ために必要
- ⑦ 避難所については、昼夜を問わず、感染防止のため、適宜窓を開けて換気を行うことや、避難時における季節等を考慮し、必要と認める資機材を準備する。また、避難者に対しても持参した方が望ましいものを事前に周知しておく。

#### 4 ゴミ

##### (1) 確認事項

- ① 世帯ごとのゴミ袋
- ② 足踏み式ゴミ箱／蓋付き
- ③ 感染症廃棄物として取り扱う場合のルール

##### (2) ゴミ管理ルールの考え方

- ① 各世帯から出るゴミは、世帯ごとに小・中のゴミ袋に入れ、口を縛り、避難所の共同のゴミ箱に入れる。  
ゴミ捨てるの担当者は、手袋をし、最終的に口を縛り処分する。
- ② 「感染者（症状有りや疑い者）が出したゴミ（食べ物、体液が付着したもの等）」と「非医療従事者（避難所担当者等）が着用した手袋等」は、感染症廃棄物として廃棄する。
- ③ 感染症廃棄物の廃棄は、医療廃棄物を取り扱う専門業者との契約が必要
- ④ 感染症廃棄物は、足踏み式ゴミ箱、又は蓋付きのゴミ箱に捨てる。
- ⑤ 隔離室では、個人単位でゴミ袋を配布し、口を閉じて感染症の廃棄物ゴミ箱に廃棄する。  
※ ゴミ収集の際は、手袋、サージカルマスク、眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）及び長袖ガウンを使用する。

#### 5 保健医療体制

##### (1) 確認事項

- ① 救護所設置場所の検討
- ② 感染症者以外の傷病者の搬送
- ③ 従事者の感染防御の徹底
- ④ 避難所支援者対応
- ⑤ 避難所に入る様々な支援者への対応

##### (2) 保健医療提供の柔軟な対応

- ① 救護所設置場所を再検討する。  
医療者の感染、避難者間の感染を防ぐためにも、屋外スペースが望ましい。（自立型テントやエアテントを使用する）
- ② 在宅避難の人が来る可能性も想定する。
- ③ 感染症者以外の傷病者の搬送ルールを取り決めておく。また、症状が軽い人は、可能な限り、救護所や診療所で診る体制を整えた方が良い。
- ④ 従事者は、感染防御を徹底する。
- ⑤ 避難所に入る様々な支援者への対応
  - ・ 感染防御対策・衛生用品を準備していない支援者は原則として断る。
  - ・ NGO等の保健医療チームは、保健所に設置されている保健医療調整本部等を通して入ってもらう。

## 第7 避難所閉鎖

### 1 避難所閉鎖時の対応

#### (1) 確認事項

- ① 感染者が利用された後の対応方法
- ② 宿泊施設借り上げ終了時の対応

#### (2) 留意点

- ① 感染者の利用後の対応
  - ・ 退去後の居室の清掃等、退去後は、室内の家具・備品の消毒及び十分な換気を行う。
  - ・ 清掃は、通常の宿泊施設等と同様の清掃に加え、次亜塩素酸0.05%溶液及びアルコールによりドアの取手やノブ、ベッド柵等を拭く。
  - ・ 清掃・消毒の際は、手袋、サージカルマスク、眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）、長袖ガウンを使用して行う。
- ② 宿泊施設借り上げを終了する際の対応  
県又は市町は、施設側と調整の上、必要に応じて消毒等適切な対応を行う。

## 第8 感染症法に基づく外出自粛要請者の避難先の整理

新型コロナウイルス感染症対応時の考え方を以下に示す。内容については、新興感染症等発生した際の対応体制等を反映するため、再検討する必要がある。

自宅療養者は、原則として宿泊療養施設を一次避難先とし、濃厚接触者は市町の確保する避難所を避難先とする。

管轄保健所は、市町と連携して自宅療養者や濃厚接触者が、事前に避難行動を確認し（参考：避難行動判定フロー）、災害時の対応や避難方法等を決めておくことができるよう情報提供を行う。

一般避難所への避難は避ける必要があるが、生命の危機に陥るような災害等の場合はその限りではない。緊急時に自宅療養者が市町の設置する避難所へ避難することを想定し、市町が避難所の感染対策について検討する際は、管轄保健所が指導する。また、自宅療養者等が一般避難所へ避難した場合は、受付にて「自宅療養者又は濃厚接触者」である旨を申し出るよう指導する。

## 1 自宅療養者(新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者)

自宅療養者には、以下の2つのパターンがあるが、避難先や避難方法は同様である。

### ① 保健所が把握している自宅療養者

<発生届の対象となる者>

- ・ 65歳以上の方
- ・ 重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与が必要な方
- ・ 重症化リスクがあり、かつ新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ・ 妊婦

### ② 保健所が把握していない自宅療養者

上記の届出対象とならない者

#### (1) 情報提供等

県感染症対策室、管轄保健所は、県ホームページやSMS、チラシ等を活用し、自宅療養者に対して災害時の対応について、以下の情報提供を行う。

##### ① 平時からの準備

- ・ 自宅（療養場所）がハザードマップ上の危険エリアに該当するか確認すること
- ・ いざというときのための非常用持ち出し品の準備

##### ② 市町からの避難情報等が発令されたら

- ・ 避難を希望する場合は、管轄の保健所へ連絡すること
- ・ 同居している濃厚接触者とは避難先が異なること

- ・緊急を要する避難の場合は、市町が設置する避難所へ避難し、自ら新型コロナウイルス感染症の自宅療養者であることを必ず伝えること

### ③ 個人情報について

- ・避難を希望し同意を得た方については、市町の防災担当部署に情報提供させていただくことがあること

〈市町への情報提供等〉

- ① 管轄保健所は、避難を希望した自宅療養者について、市町への氏名・住所・連絡先等の情報を提供することの同意を得る。
- ② 管轄保健所は、同意を得た自宅療養者の情報を適宜、市町へ情報提供する。
- ③ 市町は緊急避難的に自宅療養者が避難してくることを想定し、避難所の対応について事前に準備を行っておく。

### (2) 留意点

#### ① 宿泊療養施設を利用する場合

- ・管轄保健所は、注意報発令時点で避難を要する自宅療養者がいる場合は、宿泊療養施設の状況を確認し、避難支援の準備を行う。
- ・宿泊療養施設が閉所している場合は、高齢者等避難発令時に直ちに開所できるよう、感染症対策室に開所の依頼を行う。
- ・管轄保健所は、療養者の避難支援が必要な場合は公用車にて搬送し、避難させる。
- ・避難者が受け入れ可能室数を上回ることが見込まれる場合は、宿泊療養可能な共有スペース等の活用を医療政策課と管轄の県立保健所及び宿泊療養施設で検討する。共有スペースが活用できる場合は、管轄の県立保健所がゾーニングを行い、スペースを確保する。
- ・県感染症対策室は、管轄保健所における自宅療養者の避難に係る対応状況を必要に応じ確認する。
- ・管轄保健所は対象となる自宅療養者の避難終了を県感染症対策室へ報告する。

#### ② 宿泊療養施設の利用が困難な場合

宿泊療養施設における入所者の状況や施設の被災等、近隣の宿泊療養施設の利用が困難な場合も想定されることから、地域の実情を踏まえ、市町は自宅療養者の避難所への避難を想定し、管轄保健所と連携し適切なレイアウトについて対応を検討する。

### ③宿泊療養施設での支援について

健康観察や食事の確保等については、宿泊療養施設入所者と同様の対応とする。また、近隣の被災等により外部からの食料供給が困難となった場合は、宿泊療養施設に備蓄されている食品や管轄保健所が確保している自宅療養者用の配布用食材で対応する。

## 2 濃厚接触者

原則、濃厚接触者は市町の確保する避難所を避難先とする。

### (1) 情報提供

市町は、下記についてホームページや広報誌、防災無線等で広く住民に周知しておく。

- ① 平時からの準備
- ② 避難する場合の方法、避難先、注意点
- ③ 個人情報の取り扱い

### (2) 留意点

- ・原則、市町の確保する避難所を避難先とする。
- ・市町は濃厚接触者が利用できる避難所を事前に確保する。  
設置方法については、市町の実情を踏まえて整備する。
- ・また、平時からフロア分け、ゾーニング、動線の確保等感染対策を講じることとし、必要時管轄保健所の協力を得る。

なお、避難が長期化する見込みの場合は、市町は保健所へ相談し、避難先について協議する。

## 3 宿泊療養者（無症状病原体保有者及び軽症患者）

### (1) 確認事項

長崎県担当班は次の事項を確認する。

- ① 避難に関する責任者
- ② 避難手順（指示・装備）
- ③ 避難先（誘導先）の確保

### (2) 留意点

県担当班は、宿泊療養施設が被災した場合は、該当者の管轄保健所と協議し、他地域の宿泊療養施設や入院患者受け入れ病院等安全な施設への受け入れについて、移送手段を含め、避難について調整する。

#### 4 一般避難者・要配慮者

##### (1) 確認事項

市町は次の事項を周知する。

- ① 避難することを恐れないこと
- ② 通常の携行品
- ③ 衛生用品の携行

##### (2) 留意点

- ① 特に水害時、「感染拡大を恐れて避難を躊躇する」ことのないよう、「まずは避難最優先」の原則を繰り返し周知する。
- ② 避難者個人の衛生用品を、行政では十分準備できないことを周知しておく。
- ③ 通常準備している携行品に加えて、マスク、手袋、体温計、ペーパータオル（手拭き用）、消毒シート、ゴミ袋等の衛生用品も持参してもらう。
- ④ 住民に自宅の浸水リスクを把握してもらう。（従来と同様）

#### <参考資料>

「避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリスト Ver.2 手引き版」  
(2020年4月30日現在、人と防災未来センター研究員 高岡誠子)